○環境省告示第四十五号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月十五日

環境大臣　笹川　博義

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
アンモニウム［（3*RS*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム［（3*S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネートPナトリウム塩）	（2*RS*）－2－アミノ－4－［ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル］ブタン酸（別名グルホシネート酸）として0.024mg／l
（略）	
（1*RS*，5*RS*）－3－［2－クロロ－4－（メチルスルホニル）ベンゾイル］－4－（フェニルチオ）ビシクロ［3．2．1］オクタ－3－エン－2－オン（別名ベンゾビシクロン）	0.090mg／l
（略）	
（削除）	
（略）	
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	0.12mg／l
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.012mg／l

改正前

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
アンモニウム＝［（3*RS*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム＝［（3*S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネートPナトリウム塩）	［（3*RS*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として0.024mg／l
（略）	
3－（2－クロロ－4－メシルベンゾイル）－2－フェニルチオビシクロ［3．2．1］オクタ－2－エン－4－オン（別名ベンゾビシクロン）	0.090mg／l
（略）	
O，*O*－ジエチル　*O*－（3，5，6－トリクロロピリジン－2－イル）ホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	0.002mg／l
（略）	
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	0.12mg／l
（新設）	